

居宅介護支援事業所 むべの里

年 月 日

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

社会福祉法人 小羊会
居宅介護支援事業所 むべの里

2024年4月

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口及び営業日等

- (1) 担 当 _____
- (2) 電 話 0748-31-0035
- FAX 0748-32-3653

営業日	月曜日～金曜日 (ただし、土・日・祝は相談に応じます) (年末年始：12/30～1/3は休みます)
営業時間	9時30分～18時まで

ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 当事業所の概要

事業所名	居宅介護支事業所 むべの里
所在地	滋賀県近江八幡市北津田町 346-15
事業所の指定番号	第 2570400396 号
サービスを提供する通常の実施地域	近江八幡市

3 当事業所法人の概要

名 称	社会福祉法人 小羊会
所在地	滋賀県近江八幡市北之庄町 1096-2
代表者	理事長 長谷川 卓

4 当事業所の職員

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

【 主な職員の配置状況 】

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	常勤換算	指定基準
1. 事業所長 (管理者 兼 主任介護支援専門員)	1名	1名	1名以上
2. 介護支援専門員	2名以上	2名以上	
3. 事務職員	1名以上	1名以上	

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を
当事業所における常勤職員の所定勤務時間数
(例：週 40 時間) で除した数です。

5 事業の目的

当事業所が実施する指定居宅介護支援の事業は、要介護者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、本人や家族の意向を基に、介護サービスが適切に提供できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供がなされるよう、指定介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とします。

6 運営方針

- (1) 本事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- (2) 本事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとします。
- (3) 本事業は、利用者の意思及び人権に尊重し、常に利用者に提供される介護サービス等が特定の種類及び特定の介護サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平・中立に行います。
- (4) 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、介護保健施設等との連携に努めます。

7 提供するサービスの内容と料金

【サービスの内容】

- ※ 利用者(またはその家族)は、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です、また、居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

内 容	提 供 方 法
利用者からの相談の対応	介護保険など、介護の面での困りごとの相談をお受けします。
介護サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	国で示された課題分析標準項目や居宅介護ガイドライン等を使って、利用者やその家族と共に必要な援助を考え、サービス担当者会議などを行い、介護サービス計画を作成します。また、各サービス事業者との調整をします。
サービスの実施状況及び課題の把握	月1回以上、担当の介護支援専門員が居宅に訪問し、サービス提供内容が適切かどうかについての話し合いをします。各サービス提供事業者とも、随時、連絡調整を図り、サービスの実施状況の把握に努めます。
居宅サービス計画の変更	利用者が希望された場合、また事業者が必要と判断した場合には、利用者と事業者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

給付管理	介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、サービスが計画通りに実施されたか等を確認して、給付管理を行います。
要介護認定等の協力、援助	利用者、要介護認定の変更や、更新認定を受けることについて、申請代行等の援助を行います。
介護保険施設等への紹介	利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となった場合や、介護保険施設等への入院または入所を希望された場合は、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行います。

- ・ 居宅サービス計画の作成の際、利用者（またはその家族）は、病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名および連絡先を当該病院または診療所にお伝えください

【サービス利用料金】 ※地域単価 10,21円（7級地）

1 利用料金

要介護1・2 1,086単位/月

要介護3・4・5 1,411単位/月

2 加算料金・・・各々について、要件を満たした場合に算定されます。

加算名	料金	要件(抜粋)
初回加算	300単位	新規及び要支援から要介護に移行した場合の計画策定時、要介護状態区分2段階以上変更時の計画策定時
入院時情報連携加算 I	250単位	病院・診療所に、必要な情報提供を行った場合。 (入院した日)利用者一人につき月に1回を限度とする。
入院時情報連携加算 II	200単位	病院・診療所に、必要な情報提供を行った場合。 (入院して3日以内)
退院退所加算	450単位～ 900単位 (回数により変動)	退院・退所に当たり病院等の職員と面談し情報提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成した場合。 入院・入所中につき1回を限度として加算する。 ただし、初回加算を算定する場合は算定不可。

緊急時等 居宅カンファレンス 加算	200単位	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に加算。月2回を限度として加算する。
ターミナルケアマネジメント加算	400単位	在宅で死亡した利用者のマネジメントを実施した場合に算定できる(終末期の医療やケアの方針に関する意向を把握し支援した場合)
通院時情報連携加算	50単位	利用者が医師の診察を受ける際に同行し、医師に利用者の心身の状況や生活環境等の情報を提供した場合。
業務継続計画 未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算	感染症や非常災害の発生時に、利用者に対する事業提供の継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を算定していない場合
高齢者虐待措置 未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

※利用者に介護保険が適用される場合は、利用料を支払う必要はありません(全額介護保険料より負担されます)

※ただし、利用者に介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、上記のサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

3 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

通常の事業実施地域を越えた地点から、1キロメートル当たり40円とします。
※交通費の支払いを受けるにあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対してその額等に関しての説明を行い、同意を得るものとします。

4 料金の支払い時期と支払い方法

前記(1)、(2)、(3)の料金・費用は、利用料金の支払いは、毎月27日に利用契約者の指定する預金口座からの自動振替とします。

自動振替の手続が完了するまでの間は、事業所からの納付書により納付して下さい。

8 プライバシー（個人情報保護）の保護

当事業所が、サービスを提供する際に、利用者やご家族に関して知り得た情報について、サービス担当者会議などの利用者様へのサービス提供のために必要な、業務以外では決して他に漏れないようにします。

サービス提供に関わって、利用者様の情報を他の事業者等と共有する必要があるときには、あらかじめ利用者様に説明し、同意書に署名・捺印をいただきます。利用者が病院または診療所に入院された際や、サービス事業者等からの当該利用者の心身の状況や生活環境等を関係機関の医師や薬剤師、看護師等にお伝えする場合がありますので、ご了承ください。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

事業所では、虐待防止のための指針を整備し、虐待防止対策を検討する委員会を定期的に関催するとともに、その結果を従業者に周知します。また、虐待防止を啓発・普及するための研修を従業者に対して実施しています。

サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

10 身分証携行義務について

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.2 苦情の受付について

ご相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

受付方法	受付日・時間
・ 電話受付 0748-31-0035	営業日受付時間内
面接受付 場所	居宅介護支援事業所 むべの里
受付担当者	引間 敬子

当事業所以外でも、ご相談や苦情などについて次の窓口があります。

近江八幡市 福祉保険部 介護保険課	所在地 近江八幡市土田町1313 電話番号 33-3511 FAX 31-2037
国民健康保険 団体連合会	所在地 大津市中央4丁目5-9 (滋賀国保会館) 電話番号 077-510-6605 (苦情専用)
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員 会)	所在地 草津市笠山7-8-138 長寿社会福祉センター内 電話番号 077-567-4107

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から2年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく、本契約に定められる居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

